

名古屋地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正処分等取消請求事件(第1事件)、令和●●年(〇〇)第●●号 通知処分取消請求事件(第2事件)

国側当事者・国(岐阜北税務署長)

令和6年4月25日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	濱 和哲 小澤 拓 荒木 光太郎
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	岐阜北税務署長 北川 健司
同指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じて、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

(1) 岐阜北税務署長が令和3年3月22日付けでした、原告の令和2年6月1日から同月30日までの課税期間分の消費税額等及び地方消費税額等の更正処分並びに加算税の賦課決定処分(岐北法第●●号)のうち、還付すべき消費税額4102万0623円を超える部分及び還付すべき地方消費税の譲渡割額1156万9684円を超える部分並びに重加算税賦課決定を取り消す。

(2) 岐阜北税務署長が令和3年3月22日付けでした、原告の令和2年7月1日から同月31日までの課税期間分の消費税額等及び地方消費税額等の更正処分並びに加算税の賦課決定処分(岐北法第●●号)のうち、還付すべき消費税額5123万4307円を超える部分及び還付すべき地方消費税の譲渡割額1445万0545円を超える部分並びに重加算税賦課決定を取り消す。

2 第2事件

岐阜北税務署長が令和4年12月23日付けでした、原告の令和2年8月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分(岐北法第●●号)を取り消す。

第2 事案の概要（以下において用いる略語は、別紙「略語一覧」のとおりとする。）

第1事件は、原告が、令和2年6月課税期間及び令和2年7月課税期間（本件各課税期間）において、日本国内で酒、化粧品等（本件各商品）の課税仕入れ（本件各仕入れ）を行った上で、香港所在の事業者へ輸出販売を行う取引（本件香港取引）をしたとして、消費税法30条1項に基づき、本件香港取引に係る本件各仕入取引金額に係る消費税等の額を課税標準に対する消費税等の額から控除して生じた不足額につき、消費税等の還付を受けるための本件各確定申告をしたところ、岐阜北税務署長（処分行政庁）から、本件各仕入れを行ったのは原告ではなく、本件各仕入取引金額は原告の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないから、これに係る消費税等の額を控除することはできないとして、本件各更正処分を受けるとともに、これに伴う本件各賦課決定処分を受けたことから、被告を相手として、本件各更正処分等（ただし、本件各更正処分については、確定申告額を超える部分）の取消しを求める事案である。

第2事件は、原告が、令和2年8月課税期間における消費税等の確定申告について、同期間中に行った本件香港取引に係る本件各仕入取引金額を原告の課税仕入れに係る支払対価の額に計上していなかったとして、本件更正の請求をしたところ、処分行政庁から、本件各仕入れを行ったのは原告ではなく、本件各仕入取引金額は原告の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないとして、更正をすべき理由がない旨の本件通知処分を受けたことから、被告を相手として、本件通知処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙「関係法令の定め」のとおりである。

2 前提事実（争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実。なお、証拠を摘示する場合には、特に記載のない限り、枝番を含むものとする。）

（1）当事者等

ア 原告は、平成25年11月●日、おむつ用品等の輸出入業務などを目的として設立された法人であり、会社設立日から原告代表者が代表取締役を務めている。

原告は、平成27年10月21日、処分行政庁に対し、適用開始日を同年11月1日として、課税期間を一月ごとの期間に短縮することを選択する旨の消費税課税期間特例選択届出書を提出した。（乙3）

イ 乙氏は、本件各処分において自身が経営する法人グループが本件香港取引を行ったと認定された者であり、本件各仕入先のうちB社及びC社並びにD社ほか5社を傘下とする持株会社の代表取締役を務める者であり、E社の実質的経営者である。（甲1、2、14、乙15、17、18）。

ウ 丙氏は、原告の知人であり、旅行業等を目的とするF社の代表取締役を務めるものである。（乙21）

（2）本件香港取引の概要

本件香港取引は、日本国内で本件各仕入先から本件各商品を仕入れた上で、香港に所在する事業者（本件各輸出販売先）に対して輸出販売をしたとする取引であり、原告代表者及び乙氏は、原告が、消費税等の確定申告において、本件各仕入取引金額に係る消費税等の額を課税標準に対する消費税等の額から控除して申告し、これによって受け取ることができる消費税等の還付金等の本件香港取引によって獲得される利益の額を、E社が70%、F社及び原

告がそれぞれ15%の割合で配分するという内容の約束（本件利益分配合意）をしていた。

(3) 本件香港取引に係る原告の経理処理

ア 原告は、本件各商品の仕入代金について、乙氏らから電子メール等により受領した本件各請求書に基づいて、別表1-1（令和2年6月分）、1-2（同年7月分）及び1-3（同年8月分）の各「商品仕入高」欄のとおり、本件元帳に計上していた。

イ（ア）原告は、本件各仕入れに係る前渡金又は買掛金の決済として、以下のとおり本件預金口座から引き出した現金により支払った旨を本件元帳に記載した。

令和2年5月26日	200万円	前渡金	G社
同月29日	750万円	前渡金	G社
同年6月12日	1360万円	買掛金	G社
同月17日	5800万円	買掛金	H社
同年7月2日	4200万円	買掛金	G社

イ（イ）原告は、本件各仕入れに係る買掛金の決済として、以下のとおり本件口座から振込みにより支払った旨を本件元帳に記載した。

令和2年7月10日	3503万3330円	C社
同月17日	700万円	E社
同月22日	2000万円	C社
同月29日	1000万円	E社
同年8月7日	2000万円	B社
同月19日	2000万円	C社

ウ（ウ）本件元帳には、令和2年6月から同年8月までの本件各仕入れに係る買掛金として、合計14億2033万8674円（内訳はG社4億7228万7650円、E社4億1118万2591円、H社2億0328万6676円、B社2238万5000円、C社1億9090万0710円、I社1億2029万6047円）が計上されており、同月31日時点の当該買掛金の残高は、上記買掛金合計14億2033万8674円から上記（ア）及び（イ）のとおり前渡金又は買掛金の支払として計上された合計2億3513万3330円を差し引いた合計11億8520万5344円であり、令和3年8月31日時点においても、同額が買掛金（未払金・未払費用）の残高として計上されていた。

ウ（ウ）原告は、本件各商品の輸出売上代金について、乙氏らから電子メール等により受領した本件各輸出関係書類に基づいて、別表2-1（令和2年6月分）、2-2（同年7月分）及び2-3（同年8月分）のとおり、本件元帳に計上していた。

本件預金口座には、令和2年6月17日に2300万円及び2310万円が、同年7月2日に4200万円の現金がそれぞれ入金され、原告は、これらの合計8810万円の入金をJ社からの売掛金の決済として本件元帳に記載した。

エ 原告は、本件利益分配合意に基づき、本件香港取引に係るコンサルタント料（本件支払手数料）として、E社及びF社から請求書を受領し、別表1-1、1-2及び1-3の各「支払手数料」欄のとおり、本件元帳に計上した。

オ 原告は、本件香港取引に係る国内配送費及び請求書発行手数料（本件発送配達費）として、D社及び株式会社K名義の原告宛の請求書に基づいて、別表1-2及び1-3の「発

送配達費」欄のとおり、本件元帳に計上した。

(4) 原告による確定申告

ア 原告は、法定申告期限内である令和2年8月31日、処分行政庁に対し、令和2年6月課税期間に係る消費税等について、免税売上額として、令和2年6月分の本件各輸出金額4億4926万3522円を含む輸出売上高の合計額4億8785万6548円を記載するとともに、課税仕入れに係る支払対価の額の税率7.8%適用分として同月分の本件各仕入取引金額5億3331万9611円を含む5億9195万2968円を記載し、控除対象仕入税額を算出するなどして、消費税等の還付税額を5259万0307円とする旨の確定申告をした。

イ 原告は、法定申告期限内である令和2年9月29日、処分行政庁に対し、令和2年7月課税期間に係る消費税等について、免税売上額として、令和2年7月分の本件各輸出金額6億9223万6275円を含む輸出売上高の合計額7億1492万6327円を記載するとともに、課税仕入れに係る支払対価の額の税率7.8%適用分として同月分の本件各仕入取引金額7億0423万0971円を含む7億4001万0881円を記載し、控除対象仕入税額を算出するなどして、消費税等の還付税額を6568万4852円とする旨の確定申告をした。

ウ 原告は、法定申告期限内である令和2年10月29日、処分行政庁に対し、令和2年8月課税期間に係る消費税等について、免税売上額として令和2年8月分の本件各輸出金額を含まない230万2766円を記載するとともに、課税仕入れに係る支払対価の額の税率7.8%適用分として同月分の本件各仕入取引金額を含まない1996万8927円を記載し、控除対象仕入税額を算出するなどして、消費税等の還付税額を107万3569円とする旨の確定申告をした。

(5) 本件各処分及び本件訴訟に至る経緯等

ア 処分行政庁は、職員による調査に基づき、令和3年3月22日付けで原告に対し、本件香港取引は原告ではなく乙氏が経営する法人グループが行った取引であり、本件各仕入れを行ったのは原告ではないから、令和2年6月分及び7月分の本件各仕入取引金額は原告の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないとして、別表3-1及び3-2の「本件各更正処分等」欄記載のとおり、本件各更正処分をするとともに、本件元帳への虚偽記載という仮装又は隠蔽の事実が認められたとして、重加算税を賦課する本件各賦課決定処分をした（本件各更正処分等）。（甲1、2）

イ 原告は、令和3年4月26日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の全部取消しを求めて、審査請求をした。（乙11）

ウ 国税不服審判所長は、令和4年4月21日付けで、原告に対し、前記イの審査請求をいづれも棄却する旨の裁決をした。（甲3）

エ 原告は、令和4年9月3日、第1事件を提起した。

オ 原告は、令和4年9月21日、処分行政庁に対し、令和2年8月課税期間に係る消費税等について、本件香港取引に係る令和2年8月分の本件各仕入取引金額を原告の課税仕入れに係る支払対価の額に計上していなかったとして、別表3-3の「更正の請求」欄記載のとおりにつきべき旨の本件更正の請求をした。（甲13、乙54）

カ 処分行政庁は、令和4年12月23日付けで、原告に対し、上記アと同様の理由により、

本件更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の本件通知処分をした。(甲14)

キ 原告は、令和5年2月20日付けで、国税不服審判所長に対し、本件通知処分の全部取消しを求めて、審査請求をした。(甲15)

ク 原告は、上記審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がなかったことから、令和5年7月22日、第2事件を提起した。

ケ 国税不服審判所長は、令和6年1月17日付けで、原告に対し、前記キの審査請求を棄却する旨の裁決をした。(乙61)

3 本件各更正処分等に係る課税の根拠及び計算

被告が主張する本件各更正処分等に係る課税の根拠及び計算は、別紙「被告が主張する本件各更正処分等に係る課税の根拠及び計算」のとおりであり、原告は、後記4において争点となっている点を除き、これを争うことを明らかにしない。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件香港取引に係る本件各仕入取引金額が原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」(消費税法30条1項)に該当するか(本件香港取引の主体は原告か)。

(争点1)

(被告の主張)

本件各仕入れは規模の大きい取引であるにもかかわらず、原告と本件各仕入先の間では契約書が作成されておらず、本件各請求書は乙氏らが作成した虚偽の請求書であり、代金の支払についても、原告は本件各仕入先から領収書等を受領していないから、本件元帳に前渡金又は買掛金の決済として計上した支払が本件各仕入れの代金支払であることは確認できず、これらの金員の送金、移動は、乙氏の指示に従って行ったものであり、10億円を超える買掛金も未だ支払っていないなどの事情からすると、原告が本件各商品を仕入れていたとはいえない。

本件各輸出売上げについても、原告と売上先であるJ社との間では契約書が作成されておらず、本件各輸出販売に係る合意があったとは認められない。また、本件各商品の合計重量と本件各輸出インボイスに記載された総重量との間には合理的に説明のつかない重量差が存在し、本件各商品が本件各輸出インボイスに即して輸出されたとはいえないから、原告が本件各商品の輸出管理を適正に行っていたとはいえず、本件各輸出販売の売上代金の受領を示す領収書等の発行もなく、原告が受領したと主張する本件各商品の売上代金のほとんどが乙氏らから振り込まれており、原告が長期にわたり10億円を超える売掛金の回収をしていないことなどからすれば、原告が同売上代金を受領したとはいえず、原告が、本件各輸出売上げの売上先に、本件各商品を輸出販売していたとはいえない。

そして、本件各仕入れ及び本件各輸出販売に係る取引の内容の決定や各手続、本件各輸出関係書類の作成等、取引に係ることは全て乙氏らが行っており、原告が上記決定や各手続を行っていなかったこと、乙氏が、税務調査において、本件香港取引は原告の取引ではない旨供述していること、本件香港取引で得られる原告の利益が全体の15%のみと決められていたことといった事情からすると、本件香港取引は、乙氏らが自ら本件各商品を調達して、これらを直接輸出により販売した取引であり、原告は、乙氏らの取引に名義を提供し、また、乙氏らの取引を実現して消費税等の還付金の一部を利益として獲得するために、乙氏らの指示を受けて資金を移動させたり融通したりしていたにすぎないというべきであり、原告と本件各仕入先や本件各輸出販売先との間に本件各商品の売買契約があったと認めることはできない。

したがって、原告は、本件各仕入れにより本件各商品を譲り受けた事業者ではなく、また、本件香港取引に関連する役務の提供についても原告に対するものとはいえず、本件香港取引が、原告の消費税等の課税仕入れに該当するとは認められないから、本件各仕入取引金額は、いずれも原告の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

(原告の主張)

本件香港取引は、原告が自らの資金により、自ら本件各仕入れを行い、自ら香港に本件各商品を輸出したというごく普通の輸出貿易取引にすぎない。すなわち、本件各請求書は原告に宛てて発行され、支払済みの本件各仕入れに係る代金は原告が支払い、本件元帳に当該仕入代金が記載されていること、原告が輸出許可を得て、本件各輸出販売において、原告名義の本件各輸出関係書類を発行し、代金を回収していることが認められ、このように、取引に関連する重要な書類が全て原告名義又は宛先として発行され、本件各仕入れ代金を原告自らが支払い、本件各輸出販売に係る代金を原告自らが受領するなど、本件香港取引から生ずる債権債務関係が全て原告に帰属していることは、本件香港取引の主体が原告であることを示す重要な事実であり、原告と乙氏の間での利益分配の割合も何ら不自然ではなく、乙氏らが取引主体であることを裏付ける証拠は存在しないから、取引主体は原告であるというべきである。

取引において原告が果たした役割をみても、複数の関係者が関与する大規模な輸出取引においては、役割分担として販売先への対応や実際の輸出手続等を売主以外の第三者が行うことも珍しくないところ、本件香港取引においては、原告が取引の枠を設定し、その範囲内で乙氏が、いわばコンサルタントのような役割として、仕入先や販売先の手配、仕入先に対する仕入代金の支払、販売先に対する売掛金の回収、実際の出荷作業や輸出手続を行うこととなっており、原告は、商流自体は乙氏が提供したものであったために、貿易業界の慣行として本件各仕入先や本件各輸出販売先への直接の連絡を差し控えたにすぎない。そして、原告は、上記役割分担に応じて、取引状況の管理として、実際の出荷作業や出荷状況を確認し、本件各商品の在庫状況を逐一確認して商品管理をし、乙氏を通じて本件各請求書及び本件各輸出インボイスを確認し、取引金額の管理として、月ごとの原告の資金繰り状況に照らして輸出可能な限度額を設定し、乙氏に売掛金の回収を度々求めるなど、取引主体として積極的に取引に関与し、必要十分な範囲でその責任を全うしており、また、上記取引状況に不適切な点があった場合に、取引を中止、変更するという取引の決定権限は原告にあったものである。

したがって、本件香港取引に係る本件各仕入取引金額は、原告の課税仕入れに係る支払対価の額に該当し、本件各課税期間及び令和2年8月課税期間における消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すべきであるにもかかわらず、これをしないままされた本件各処分は税額計算に誤りがあり違法である。

(2) 原告が事実の仮装（国税通則法68条1項）をしたか。（争点2）

(被告の主張)

原告が、乙氏らから本件各商品を購入したかのような外形を呈する虚偽の本件各請求書を受領した上で、同請求書に基づき、本件各仕入取引金額を本件元帳の「5211商品仕入高」科目に記載するなどし、原告が本件各商品を仕入れた事実があるかのような虚偽の外形を作出したことは、事実の仮装に該当し、かかる行為を自ら行っている原告には事実を仮装することの認識、すなわち故意があったことも明らかである。

(原告の主張)

上記（１）のとおり本件香港取引の主体は原告であるから、本件元帳への記載が事実の仮装に該当することはあり得ない。

第３ 当裁判所の判断

１ 争点１（本件香港取引に係る本件各仕入取引金額が原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」（消費税法３０条１項）に該当するか（本件香港取引の主体は原告か。））について

（１）認定事実

前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告代表者は、令和２年春頃、F社の経営者である丙氏から、乙氏が計画する取引への関与を持ち掛けられ、これに応じることとした。（甲２１・２頁、原告代表者本人・１～２、２２～２３頁）

乙氏の計画は、本邦内において本件各商品を仕入れ、これを輸出販売し、消費税等の還付を受けて、これを利益として分配するというものであり、乙氏と原告代表者は、原告の名において、本件各商品の仕入れ、輸出販売を行う一方、仕入先及び輸出販売先の選定、仕入先に対する仕入代金の支払、輸出販売先に対する売掛金の回収、実際の出荷作業や輸出手続は、全て乙氏が行き、取引で生じる利益（消費税等の還付金）を、E社が７０％、F社及び原告がそれぞれ１５％の割合で配分するという内容の本件利益分配合意をした。（前提事実（２）、乙１６、原告代表者本人・５、１０～１１、２９、３１、４１～４３頁）

原告は、実際の本件香港取引において、本件各商品の選定や取引量の決定は全て乙氏に任せており、原告が事前にこれらを決定したことはなく、乙氏から伝えられた取引について事後的にもその停止を要請、決定したことはなかった。（原告代表者本人・２９～３２頁）

イ 乙氏又はD社の担当者は、令和２年６月５日頃から本件各仕入先を発行者とする請求書データ、本件各輸出関係書類及びこれに対応する本件各請求書のデータを、原告代表者に送付し、原告の経理担当者は、原告代表者から示されたデータによって、前提事実（３）のとおり経理処理を行った。（乙２７、３４・２７、３７、７８、７９、１０１、１０２、１１０、１１１、１１５、１２２、１３４頁、乙５３）。

ウ 本件各仕入れに係る代金支払に関する原告代表者と乙氏との主なやり取りは以下のとおりである。

（ア）乙氏は、令和２年６月５日、原告代表者に対し、「今日私たちは最初の輸出を終えます。」とした上で、乙氏が、外国送金がされた口座から現金を出して原告代表者に渡すので、それを口座に入金してから送金するように依頼するメッセージを送信し、原告代表者が、「あなたに送金するんだよね？」と返信したのに対し、乙氏は、送金先は仕入先であり、乙氏が原告代表者に現金を送金してから、原告代表者が送金するように依頼するメッセージを送信した。（乙３４・２２、２４頁、原告代表者本人・３８頁）

（イ）乙氏は、令和２年６月９日、原告代表者に対し、明日東京から現金を受け取りに人を遣わすので２３８９万円の現金を準備すること、残りのお金は明日振り込むか現金で支払うことを伝えるメッセージを送信し、原告代表者は、同日頃、乙氏の指示した人物（女性）に対し、本件預金口座から引き出した金銭を含めて２３１０万円を現金で交付した。（甲４の１、乙２８・１０～１１頁、乙３４・４４頁、乙３６・２枚目、原告代

表者本人・45頁)

(ウ) 乙氏は、令和2年6月16日、原告代表者に対し、5800万円を後で送るので1日預金して明日引き出すこと、帳簿に記入すること、もし預けないなら税理士にこういう形で操作していると説明することなどを伝えるメッセージを送信し、同月17日、原告代表者から、今日お金を取りに来る者に具体的にいくら渡せばいいのか聞かれると、5800万を渡すように伝えるメッセージを送信した。(乙34・53～59頁)

同日、本件預金口座に合計4610万円が入金され、原告代表者は、同日、5800万円を引出し、原告事務所において、乙氏の指示した人物(男性)に同額を現金で交付した。(乙28・11～12頁、乙36・3枚目、原告代表者本人・14～15、47～48頁)

(エ) 乙氏は、令和2年8月6日及び同月7日、原告代表者に対し、5000から6000万円を用意してほしい旨を伝えるメッセージを送信し、原告代表者は、同日、乙氏が指定したB社の口座に2000万円を振込送金した。(乙28・15頁、乙34・150～152頁、原告代表者本人・15～16頁)。

(オ) 乙氏は、令和2年8月18日及び同月19日、原告代表者に対し、先方がお金を受け取りに来るので3480万円を用意してほしいが、無理なら2000万円でもいい旨を伝えるメッセージを送信し、原告代表者は、同日、2000万円をC社の口座に振込送金した。(乙28・15頁、乙34・165～167頁、原告代表者本人・16～17頁)。

エ 原告は、令和2年9月4日から令和3年7月5日までの間に、本件預金口座への17件の外国送金又は振込送金により合計1億0579万2300円を受領し、これらを本件各輸出販売の売掛金の受領として本件元帳に記載しているが、その振込送金のうち11件はD社から、2件はB社から振込送金されたものである。(乙30、31)

本件元帳によれば、令和5年8月31日時点において、本件各仕入先に対して合計11億8000万円以上の買掛金が未払の状況(乙60・4枚目)、本件各輸出販売先に対して合計11億9000万円以上の売掛金が未収の状況(乙60・2枚目)であったが、原告は、本件各仕入先から仕入代金に係る請求を受けたり、買掛金の一部の弁済をしたり、本件各輸出販売先に対して売掛金の支払請求をするなどの直接的なやり取りはほとんどなく、乙氏に売掛金回収を催促する程度であった。(乙60・2、4枚目、原告代表者本人・5、17～18、33、40～41、48頁)

オ 本件各輸出販売先の一つであるJ社は、令和2年4月12日、D社との間で、同年5月1日から令和3年4月30日までを契約期間とする本件各商品の売買に係る基本契約を締結し、D社から本件各商品を仕入れていた会社である。また、本件各仕入先のうち、C社は乙氏が、B社はD社の代表取締役又は取締役であった丁がそれぞれ代表取締役を務める会社、E社は、乙氏の指示で設立された会社である。また、H社については、その本店所在地に係る登記建物を上記丁が当時所有し、本件各請求書の電話番号にはD社の社用番号が記載され、I社及びG社は、登記上の本店所在地に事業所が存在せず、確定申告もしておらず、G社の設立時からの代表取締役は中国在住で、来日したことはなく、取締役として登記されている人物は、平成29年5月頃以降、同社の業務に従事したことがない。(J社につき乙20、G社につき乙22、38、39、62、E社につき乙23、40・

1～2枚目、H社につき甲4の4、乙24、41、42、C社につき甲4の2、乙15、43、I社につき甲4の24、乙26、45、46・3枚目、乙62)

J社を含め、乙氏の選定した本件各仕入先及び本件各輸出販売先は、原告代表者が全く知らない会社であったが、原告が、これらの会社の信用調査を自ら行うことはなく、原告と本件各仕入先及び本件各輸出販売先との間の契約書は作成されていない。(原告代表者本人・24、33、41～43頁)

カ 原告代表者は、令和2年10月14日、税務調査において、乙氏に言われるがままに取引をしているため具体的な内容はよく分からない、本件各仕入れ及び本件各輸出販売に係る資料も乙氏が用意したものを処理しているだけである、実際に本件各商品が動いているかも取引当初の1、2回を除いて確認していない旨述べた。(乙35・3枚目)

乙氏は、令和3年1月15日、税務調査において、原告には名前を借りているだけであり、投資してもらっているみたいなものである、本件各仕入先及び本件各輸出販売先との交渉や取引における各決定、通関手続、インボイス等の書類の作成等、取引に関わることは全て乙氏の経営する法人グループで行っているため、原告の取引ではなく、原告は取引のことを全く知らない旨述べた。(乙16・2枚目)

(2) 以上の事実関係を踏まえて、本件香港取引の主体が原告かどうかについて検討する。

ア 本件香港取引における原告及び乙氏の役割について

本件香港取引における主要な業務は全て乙氏が行っており、原告が事前取引内容や取引量を決定することや事後的に取引内容を精査して取引の停止を要請、決定することはなかったほか、本件各請求書や本件各輸出関係資料も乙氏らから原告に一方向的に送付され、原告はこれらに従って本件元帳への記載をしていたにすぎず、本件各仕入れに係る代金の支払についても、基本的には乙氏らから入金される金銭を乙氏の指示する人物に現金で交付したり、指定の口座に振込送金するもので、原告は当該金銭を乙氏の指示するままに移動させていたにすぎないといえ、その他、原告が本件香港取引に主体的に関与していたことをうかがわせる事情は認められない。

イ 本件各仕入れ及び本件各輸出販売の実態について

原告は、本件香港取引が10億円を超える大規模な取引であるにもかかわらず、初めて取引をする本件各仕入先及び本件各輸出販売先との間で契約書を締結することや代金支払に係る領収書を発行することもなく、かつ、本件香港取引により10億円以上の売掛金及び買掛金が生じているにもかかわらず、本件各仕入先から買掛金の請求を受けることもなく、本件各輸出販売先に対して売掛金の回収を積極的に行っていないなど、取引の主体であれば当然すべき行動をとっていなかったものといえる。

ウ 本件香港取引に係る利益の分配について

前提事実(2)のとおり、原告は、乙氏との間で、本件香港取引に関して本件利益分配合意をしているところ、仮に本件香港取引の主体が原告であり、同取引により生じる買掛金債務を負い、売掛金が未回収となるリスクや消費税の還付が受けられないリスクを負担していたというのであれば、同取引により得られる利益についても原告が収受するのが本来であるにもかかわらず、本件利益分配合意においては利益の70%を乙氏が収受する取決めになっており、当該事情はむしろ乙氏がこれらのリスクを負担していたことをうかがわせるものといえる。

エ 税務調査における原告代表者及び乙氏の供述について

税務調査における原告代表者及び乙氏の供述は、上記（１）アからオまでの認定事実とも合致するほか、乙氏に対する調査の際には日本人の税理士らも立ち会っており（乙１６、５８）、両名が自身に不利な供述をする動機や利益もなく、供述も相互に整合し、その他に供述内容に疑義が生じることをうかがわせる事情もないことからすれば、その内容を信用できるというべきであり、これらによれば、原告代表者及び乙氏も、本件香港取引の主体は原告ではなく乙氏らであると認識していたものと認められる。

オ 以上のような、本件香港取引における原告及び乙氏の役割、本件各仕入れ及び本件各輸出販売の実態、本件利益分配合意の内容、原告代表者及び乙氏の認識等に照らせば、本件香港取引は、乙氏らが自ら取引主体として行ったものであり、原告は、消費税等の還付金の一部を利益として獲得するために乙氏らの取引に名義を提供し、乙氏の指示を受けて行動していたにすぎないといわざるを得ず、本件香港取引の主体が原告であったと認めることはできない。

（３）原告の主張について

ア 原告は、本件各請求書や本件各輸出関係書類など取引に関連する重要な書類が全て原告名義又は宛先として発行されていること、本件各仕入れに係る代金を原告自らが支払い、本件各輸出販売に係る代金を原告自らが受領していることは、本件香港取引の主体が原告であることを示す重要な事実である旨主張する。

しかしながら、上記認定事実によれば、本件各仕入先は２社を除き、乙氏の支配下にあったものであり、本件各請求書及び本件各輸出関係書類は乙氏がその内容を自由に決定して作成できたものといえ、残る２社についても、これらの会社に本件各商品を販売する事業を営む実体があるとは認められない。

これに加え、本件香港取引においては、G社から流通価格１本当たり５万５０００円のスパークリングワインを約２０倍の１０５万円で、６回にわたり３５０本（仕入価格合計３億６７５０万円）を仕入れており（甲４の１、４の５、４の８、４の１３、４の１４、４の５１、乙４７、４８・２枚目、乙４９）、原告代表者や原告の経理担当者も不審に感じるなど（乙３４・６１、６２頁、乙５３）、仕入価格が正常な取引価格から逸脱したものであること、一部の輸出取引をみても、本件各輸出インボイスに記載された商品の合計重量と製造者が作成した商品重量に基づいて算出した合計重量に１７３kgから３９１kgの相違があり（乙５１）、誤差の範疇を超えていること、上記（２）イのとおり、これらの取引を裏付ける契約書や領収書等の客観的証拠もないことからすれば、本件各仕入先の名義で発行された取引関係書類や本件各輸出関係書類が、現実の取引に即して作成されたと認めることはできない。

さらに、本件各仕入に係る買掛金の支払や本件各輸出販売に係る売掛金の受領についても、本件元帳上の本件各仕入と買掛金の支払に明らかな対応関係が認められるのは、令和２年６月９日のG社からのシャンパンの仕入れ（甲４の１）に対し、同年５月２６日から同年６月１２日にかけて同社に合計２３１０万円を現金で支払い（上記（１）ウ（イ））、令和２年６月２４日のH社からのシャンパンの仕入れ（甲４の１４）に対し、同月１７日に同社に５８００万円を現金で支払った（上記（１）ウ（ウ））という一部の取引にとどまり、その大半については、本件各商品の仕入れ又は輸出販売と、買掛金の支払又は売掛

金の入金との対応関係、支払期日の約定との関係が明らかではなく、継続的な仕入れや輸出販売の代金決済としては不自然であり、これが原告と本件各仕入先及び本件各輸出販売先との取引の存在を裏付けるものとはいえない。

したがって、当該事実をもって取引主体が原告であることを示す事情ということとはできず、原告の主張を採用することはできない。

イ また、原告は、本件香港取引における役割分担は、原告が取引の枠を設定し、その範囲内で乙氏がいわばコンサルタントのような役割として関与するものであり、原告は、貿易業界の慣習に従い、乙氏の商流である本件各仕入先及び本件各輸出販売先に対する連絡を控える一方で、実際の出荷作業や出荷状況を確認し、本件各商品の在庫状況を逐一確認して商品管理をし、乙氏を通じて本件各請求書及び本件各輸出インボイスを確認し、乙氏に売掛金の回収を度々求めるなど、取引主体として果たすべき役割を果たし、積極的に取引に関与していた旨主張し、これに沿う供述をする。

しかしながら、原告が主張するように、自らの資金で行う取引について、社外の人物に裁量を与え、仕入れや輸出販売に係る業務一切を委託することがあるとしても、原告は、本件各仕入先及び本件各輸出販売先のみならず、乙氏についても、以前に取引をした経験のない相手であったにもかかわらず、出荷状況等について、取引開始当初に1、2回写真や動画で確認したにすぎず（乙34・33～35、61～63頁、乙35・3枚目、原告代表者本人・6、26～27頁）、本件各請求書及び本件各輸出関係書類についても、乙氏らから送付された書類の数やバーコード、金額に相違がないかを事後的に確認していたのみであり（原告代表者本人・6頁）、売掛金の回収も本件訴え提起後に国際EMSでJ社宛てに請求書を送付した（甲22、23）ほかは、自身で本件各輸出販売先に請求することも行わず、乙氏にも、売上金の分配割合を上げることを求めた以外には、売掛金の回収を催促したと述べるにとどまっており（原告代表者本人・10～11、18、41頁）、これらによれば、原告は、自らの資金で行われる取引の主体として当然に行うであろう関与もしていないというべきである。

また、そもそも、本件各仕入先への支払は、上記（2）アのとおり、乙氏の指示に従って、基本的に乙氏から交付を受けた金銭をもって行われており、仮に、原告が本件各仕入先に交付した金銭に原告自身の資金が含まれるとしても、乙氏と原告とは、互いに資金を融通し合う間柄であったと認められ（乙34・2～7、20～21、65～66、150頁等）、本件元帳において、本件各輸出販売先からの売掛金の支払として処理されているものの大半が、乙氏の関連会社であるD社から振込送金されたものであることにも照らせば、本件香港取引に関し、原告が自らの責任において本件各仕入先に支払を行ったと認めることはできない。

したがって、原告主張の取引慣行があり得ることを前提としたとしても、本件香港取引が原告の取引であったと認めることはできず、原告の主張を採用することはできない。

（4）小括

以上によれば、本件香港取引の主体が原告であったと認めることはできず、原告の本件香港取引に係る本件各仕入取引金額は、「課税仕入れに係る支払対価の額」（消費税法30条1項）に該当するとはいえない。

2 争点2（原告が事実の仮装（国税通則法68条1項）をしたか。）について

国税通則法68条1項にいう事実の仮装とは、存在しない課税要件事実が存在するかのように見せかけることをいうものと解されるところ、前記1のとおり、原告は、本件香港取引の主体ではなく、本件各仕入れや本件各輸出販売をしたものではないにもかかわらず、乙氏らから本件各請求書を受領した上で、これに基づいて本件各仕入取引金額を本件元帳に計上したものである（前提事実（3））。これは、そのような事実が存在しないにもかかわらず、原告が国内において本件各商品の課税仕入れを行ったかのように見せかけたものといえるから、事実の仮装に当たり、また、前記1（2）エのとおり、原告は、自身が本件香港取引の主体ではなく本件各仕入れをしたものではないことを認識していたと認められるから、事実の仮装についての故意があったことも認められる。

3 本件各処分 of 適法性について

（1）本件各更正処分等

前記1のとおり、本件各仕入取引金額は原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」に当たらないから、これを前提に計算すると、本件各課税期間における消費税等の還付税額は、別紙「被告が主張する本件各更正処分等に係る課税の根拠及び計算」1記載のとおりとなり、また、前記2のとおり、原告は国税通則法68条1項に規定する重加算税の賦課に係る要件を満たすところ、本件各賦課決定処分に係る重加算税の額は、同別紙2記載のとおりとなり、いずれも本件各更正処分等における税額と同額となる。

（2）本件通知処分

原告は令和2年8月課税期間に係る確定申告書に記載された事実（前提事実（4）ウ）が真実と異なることを主張立証すべきところ、前記1のとおり、原告は本件香港取引の主体ではなく、本件各仕入れや本件各輸出販売をしたものではなく、同月分の本件各仕入取引金額を原告の課税仕入れに係る支払対価の額に計上することはできないから、同期間に係る確定申告書における控除対象仕入税額に誤りがあるとは認められず、ほかに同確定申告書記載の事実が真実と異なることをうかがわせる具体的な事情があるともいえない。

（3）したがって、本件各処分はいずれも適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 剣持 亮

裁判官 小野 啓介

裁判官磯部幸恵は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 剣持 亮

(別紙)

指定代理人目録

今尾貴子

清水俊和

宮嶋 淳

片岡美穂

水谷和正

以 上

- ・ 令和2年8月課税期間 令和2年8月1日から同月31日までの課税期間
- ・ 本件各課税期間 令和2年6月課税期間及び令和2年7月課税期間
- ・ 本件各確定申告 原告の処分行政庁に対する本件各課税期間の消費税等の還付を求める旨の確定申告
- ・ 本件各更正処分 処分行政庁が令和3年3月22日付けで原告に対してした本件各課税期間の消費税等の各更正処分
- ・ 本件各賦課決定処分 処分行政庁が令和3年3月22日付けで原告に対してした本件各課税期間に係る重加算税の各賦課決定処分
- ・ 本件各更正処分等 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分
- ・ 本件更正の請求 原告の処分行政庁に対する令和2年8月課税期間の消費税等に係る更正の請求
- ・ 本件通知処分 処分行政庁が令和4年12月23日付けで原告に対してした本件更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知処分
- ・ 本件各処分 本件各更正処分等及び本件通知処分

以 上

(別紙)

関係法令の定め

第1. 消費税法（平成28年号外法律第15号による改正前のもの）

5 1 2条（定義）1項12号

課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第28条第1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

2 7条（輸出免税等）1項

15 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

1号 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

2～5号 略

3 30条（仕入れに係る消費税額の控除）1項

20 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第32条から第36条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）
25 から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税

仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の7.8を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

1 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日

2~4号 略

10

第2 国税通則法

68条(重加算税) 1項

第65条第1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

以上

25

(別紙)

被告が主張する本件各更正処分等に係る課税の根拠及び計算

1 本件各更正処分の根拠及び適法性

5 (1) 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び還付税額等は、次に述べるとおりである。

ア 令和2年6月課税期間

(ア) 課税標準額 124,6万8,000円

10 上記金額は、原告が令和2年8月31日に処分行政庁に提出した令和2年6月課税期間の確定申告書（以下「令和2年6月課税期間申告書」という。）に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 97万2,504円

上記金額は、令和2年6月課税期間申告書に記載された金額と同額である。

15 (ロ) 控除対象仕入税額 417万7,409円

上記金額は、次のaないしcにおいて算出した控除対象仕入税額の合計額である。

なお、原告は、令和2年6月課税期間申告書において、課税資産の譲渡等の対価の額を5億0,032万5,133円と申告し、5億円を超えていることから、消費税法30条2項1号（個別対応方式）に基づき控除対象仕入税額を算出していた。

20 しかしながら、当該課税資産の譲渡等の対価の額には、令和2年6月分の本件各輸出金額4億4,926万3,522円が含まれているところ、本件各輸出金額を原告の課税資産の譲渡等の対価の額に含めることはできない。そうすると、課税資産の譲渡等の対価の額は、令和2年6月課税期間申告書における金額5億0,032万5,133円から令和2年6月課税期間の本件各輸出金額4億4,926万3,522円を
25 差し引いた5,106万1,611円となり、5億円以下となることから、控除対象仕入税額は消費税法30条1項（全額控除）に基づき算出することとなる。

a 消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額
に対応する控除対象仕入税額 1万9246円

上記金額は、消費税法30条1項の規定に基づき算出した消費税率6.3パーセント適用分（平成24年法律第68号による改正附則15条。以下同じ。）の課税仕入れに係る支払対価の額32万9940円に108分の6.3を乗じて算出した金額である（1円未満の端数切り捨て）。

b 消費税率6.24パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額
に対応する控除対象仕入税額 525円

上記金額は、消費税法30条1項の規定に基づき算出した消費税率6.24パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額9090円に108分の6.24を乗じて算出した金額である（1円未満の端数切り捨て）。

c 消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額
に対応する控除対象仕入税額 415万7638円

(a) 上記金額は、消費税法30条1項の規定に基づき、後記(b)のとおりに算出した消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価額5863万3357円に110分の7.8を乗じて算出した金額である（1円未満の端数切り捨て）。

(b) なお、原告は、令和2年6月課税期間申告書において、消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額を5億9195万2968円と申告しているところ、当該支払対価に含まれている令和2年6月分の本件各仕入取引金額5億3331万9611円を原告の課税仕入れに係る支払対価の額に含めることはできない。

したがって、消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額は、令和2年6月課税期間申告書における金額5億9195万2968円から令和2年6月課税期間における本件各仕入取引金額5億3331万9611円を差し引いた5863万3357円となる。

(エ) 控除不足還付税額 320万4905円

上記金額は、次の a ないし c において算出した控除不足還付税額の合計額であり、課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を控除してなお不足する額である。

5 a 消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する控除不足還付税額 1万9246円

上記金額は、前記(ウ) a の控除対象仕入税額1万9246円から前記(イ)の課税標準額に対する消費税額のうち、令和元年9月30日以前に行われた課税資産の譲渡等に対応する額0円を差し引いた後の金額である。

10 b 消費税率6.24パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する控除不足還付税額 525円

上記金額は、前記(ウ) b の控除対象仕入税額525円から前記(イ)の課税標準額に対する消費税額のうち、消費税率6.24パーセント適用分の課税資産の譲渡等に対応する額0円を差し引いた後の金額である。

15 c 消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する控除不足還付税額 318万5134円

上記金額は、前記(ウ) c の控除対象仕入税額415万7638円から前記(イ)の課税標準額に対する消費税額のうち、消費税率7.8パーセント適用分の課税資産の譲渡等に対応する額97万2504円を差し引いた後の金額である。

20 (オ) 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額(控除不足還付税額) 320万4905円

上記金額は、次の a 及び b の各譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額の合計額(前記(エ)の控除不足還付税額と同額。)であり、地方税法(令和元年9月30日以前に行われた課税資産の譲渡等課税仕入れに係る控除不足還付税額については、平成24年法律第69号による改正のうち令和元年10月1日施行前のもの。以下同じ。)72条の8.8第2項の規定に基づく譲渡割額の還付額の基礎となる金額であ

る。

a 消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額 1万9246円

上記金額は、前記(エ) aの控除不足還付税額である。

b 消費税率6.24パーセント及び7.8パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額 318万5659円

上記金額は、前記(エ) b及び同cの控除不足還付税額の合計額である。

(カ) 譲渡割額の還付額 90万3712円

上記金額は、次のa及びbにより算出した譲渡割額の還付額の合計額である。

a 消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する譲渡割額の還付額 5193円

上記金額は、地方税法72条の88第2項の規定に基づき、前記(カ) aの譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額1万9246円に63分の17を乗じて算出した金額(地方税法制定附則9条の7及び通則法120条1項の規定により1円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下、譲渡割額の還付額について同じ。)である。

b 消費税率6.24パーセント及び7.8パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する譲渡割額の還付額 89万8519円

上記金額は、地方税法72条の88第2項の規定に基づき、前記(カ) bの譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額318万5659円に78分の22を乗じて算出した金額である。

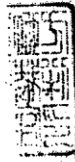
(キ) 消費税等の還付税額の合計額 410万8617円

上記金額は、前記(エ)の控除不足還付税額320万4905円と前記(カ)の譲渡割額の還付額90万3712円の合計額である。

イ 令和2年7月課税期間

(7) 課税標準額 1604万2000円

上記金額は、原告が令和2年9月29日に処分行政庁に提出した令和2年7月課



税期間の確定申告書（以下「令和2年7月課税期間申告書」という。）の課税標準額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 125万1276円

上記金額は、令和2年7月課税期間申告書に記載された課税標準額に対する消費税額（乙第2号証1枚目）と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 255万0695円

上記金額は、次のaないしcにおいて算出した控除対象仕入税額の合計額である。

なお、原告は、令和2年7月課税期間申告書において、課税資産の譲渡等の対価の額を7億3096万8400円と申告し、5億円を超えていることから、消費税法30条2項1号（個別対応方式）に基づき控除対象仕入税額を算出していた。

しかしながら、当該課税資産の譲渡等の対価の額には、令和2年7月分の本件各輸出金額6億9223万6275円が含まれているところ、本件各輸出金額を原告の課税資産の譲渡等の対価の額に含めることはできないため、課税資産の譲渡等の対価の額は、令和2年7月課税期間申告書における金額7億3096万8400円から令和2年7月課税期間における本件各輸出金額6億9223万6275円を差し引いた3873万2125円となり、5億円以下となることから、控除対象仕入税額は消費税法30条1項（全額控除）に基づき算出することとなる。

a 消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額に対応する控除対象仕入税額 1万2820円

上記金額は、消費税法30条1項の規定に基づき算出した消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額21万9780円に108分の6.3を乗じて算出した金額である（1円未満の端数切り捨て）。

b 消費税率6.24パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額に対応する控除対象仕入税額 755円

上記金額は、消費税法30条1項の規定に基づき算出した消費税率6.24パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額1万3077円に108分の6.2

4 を乗じて算出した金額である（1円未満の端数切り捨て）。

c 消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額
に対応する控除対象仕入税額 253万7120円

(a) 上記金額は、消費税法30条1項の規定に基づき、後記(b)の
5 おり算出した消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額3
577万9910円に110分の7.8を乗じて算出した金額である（1円未満の
端数切り捨て）。

(b) なお、原告は、令和2年7月課税期間申告書において、消費税率
7.8パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額を7億4001万088
10 1円と申告しているところ、当該支払対価の額に含まれた令和2年7月分の本件各
仕入取引金額7億0423万0971円を原告の課税仕入れに係る支払対価の額に
含めることはできない。

したがって、消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額
は、令和2年7月課税期間申告書における金額7億4001万0881円から令和
15 2年7月課税期間における本件各仕入取引金額7億0423万0971円を差し引
いた3577万9910円となる。

(イ) 控除不足還付税額 129万9419円

上記金額は、次のaないしcにおいて算出した控除不足還付税額の合計額であり、
課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を控除してなお不足する額であ
30 る。

a 消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する控除不
足還付税額 1万2820円

上記金額は、前記(ウ) a の控除対象仕入税額1万2820円から前記(イ)の課税標
準額に対する消費税額のうち、令和元年9月30日以前に行われた課税資産の譲渡
25 等に対応する額0円を差し引いた後の金額である。

b 消費税率6.24パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する控除

不足還付税額 755円

上記金額は、前記(ウ) b の控除対象仕入税額755円から前記(イ)の課税標準額に対する消費税額のうち、消費税率6.24パーセント適用分の課税資産の譲渡等に対応する額0円を差し引いた後の金額である。

5 c 消費税率7.8パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する控除不足還付税額 128万5844円

上記金額は、前記(ウ) c の控除対象仕入税額253万7120円から前記(イ)の課税標準額に対する消費税額のうち、消費税率7.8パーセント適用分の課税資産の譲渡等に対応する額125万1276円を差し引いた後の金額である。

10 (オ) 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額 (控除不足還付税額) 129万9419円

上記金額は、次の a 及び b の各譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額の合計額(前記(エ)の控除不足還付税額と同額。)であり、地方税法72条の88第2項の規定に基づく譲渡割額の還付額の基礎となる金額である。

15 a 消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額 1万2820円

前記(エ) a の控除不足還付税額と同額である。

b 消費税率6.24パーセント及び7.8パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額 128万6599円

20 前記(エ) b 及び同 c の控除不足還付税額の合計額である。

(カ) 譲渡割額の還付額 36万6345円

上記金額は、次の a 及び b により各々算出した譲渡割額の還付額の合計額である。

a 消費税率6.3パーセント適用分の課税仕入れ等に対応する譲渡割額の還付額 3459円

25 上記金額は、地方税法72条の88第2項の規定に基づき、前記(カ) a の譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額1万2820円に63分の17を乗じて算出した金

額である。

b 消費税率6.24パーセント及び7.8パーセント適用分の課税仕
入れ等に対応する譲渡割額の還付額 36万2886円

上記金額は、地方税法72条の8.8第2項の規定に基づき、前記(オ) bの譲渡割額
の還付額の基礎となる消費税額128万6599円に78分の22を乗じて算出し
た金額である。

(キ) 消費税等の還付税額の合計額 166万5764円

上記金額は、前記(エ)の控除不足還付税額129万9419円と前記(カ)の譲渡割
額の還付額36万6345円の合計額である。

10 (2) 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間に係る消費税等の還付税額の
合計額は、前記(1)で述べたとおり、令和2年6月課税期間410万8617円(前
記(1)ア(キ))、令和2年7月課税期間166万5764円(前記(1)イ(キ))であると
ころ、これらの金額は、本件各更正処分における消費税等の還付税額の各合計額と
いずれも同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

前記1(2)で述べたとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各
更正処分にに基づき新たに納付すべき税額については、通則法65条1項の規定によ
り、過少申告加算税が課されることとなる。また、本件においては、同条4項に規
定する「正当な理由があると認められるもの」はない。

そして、原告は、通則法68条1項が規定する事実の仮装に該当する行為に基づ
き納税申告書を提出した。

したがって、本件各更正処分にに基づき新たに納付すべき税額については、通則法
68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係
る過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。そして、本件各更正処

分に伴って賦課される本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、それぞれ後記ア及びイのとおりである。

ア 令和2年6月課税期間 1696万8000円

5 上記金額は、本件各更正処分のうち令和2年6月課税期間に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額4848万1600円のうち、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額4848万円を基礎として、これに同法68条1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

イ 令和2年7月課税期間 2240万3500円

10 上記金額は、本件各更正処分のうち令和2年7月課税期間に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額6401万9000円のうち、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額6401万円を基礎として、これに同法68条1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

15 (2) 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、前記(1)のとおり、それぞれ、令和2年6月課税期間につき1696万8000円(前記(1)ア)、令和2年7月課税期間につき2240万3500円(前記(1)イ)であるところ、上記各金額は、本件各賦課決定処分の各額と同額であるから、
20 本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

別表3-1 第1事件に至る経緯(令和2年6月課税期間)

(単位:円)

項目		区分	確定申告	本件各更正処分等	審査請求	審査裁決
年月日	順号		令和2年8月31日	令和3年3月22日	令和3年4月26日	令和4年4月21日
消費税	課税標準額	①	12,468,000	12,468,000	全部取消し	棄却
	消費税額	②	972,504	972,504		
	控除対象仕入税額	③	41,993,127	4,177,409		
	控除不足還付税額	④	41,020,623	3,204,905		
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	41,020,623	3,204,905		
	譲渡割額の還付額	⑥	11,569,684	903,712		
消費税等の還付税額の合計額(④+⑥)		⑦	52,590,307	4,108,617		
重加算税の額		⑧	-	16,968,000		

別表3-2 第1事件に至る経緯(令和2年7月課税期間)

(単位:円)

項目		区分	確定申告	本件各更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日		順号	令和2年9月29日	令和3年3月22日	令和3年4月26日	令和4年4月21日
消費税	課税標準額	①	16,042,000	16,042,000	全部取消し	棄却
	消費税額	②	1,251,276	1,251,276		
	控除対象仕入税額	③	52,485,583	2,550,695		
	控除不足還付税額	④	51,234,307	1,299,419		
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	51,234,307	1,299,419		
	譲渡割額の還付額	⑥	14,450,545	366,345		
消費税等の還付税額の合計額(④+⑥)		⑦	65,684,852	1,665,764		
重加算税の額		⑧	-	22,403,500		

別表3-3 第2事件に至る経緯 (令和2年8月課税期間)

(単位：円)

項目			区分		確定申告	更正の請求	通知処分	審査請求	審査裁決
			令和2年10月29日	令和4年9月21日	令和4年12月23日	令和5年2月20日	令和6年1月17日		
消費税	課税標準額	①	11,190,000	11,190,000	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	棄却		
	消費税額	②	872,820	872,820					
	控除対象仕入税額	③	1,712,926	21,694,984					
	控除不足還付税額	④	840,106	20,822,164					
地方消費税	譲渡割額の還付額となる消費税額	⑤	840,106	20,822,164					
	譲渡割額の還付額	⑥	233,463	5,869,428					
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	1,073,569	26,691,592					

別表 1-1 ~ 2-3 省略